

差別を許さない社会を

シリーズ



～ヘイトスピーチは差別です～

問い合わせ先 本庁舎人権推進課 ☎ 0857-20-3143 ☎ 0857-20-3052

今、国内では「ヘイトスピーチ」が社会問題となつています。この問題の解消に向けて、「ヘイトスピーチ解消法」(正式名称:「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」)が6月3日に施行されました。

ヘイトスピーチとは

「ヘイトスピーチ」とはどのようなものなのでしょう? みなさんもニュースなどで見たか聞いたかしたことはあると思います。これは、特定の人種や民族、出身、性別、障がいなどに基づき、中傷・脅迫などの「差別的憎悪表現」を行うことを言います。これには街宣行為やデモに限らず、インターネット上での書き込みなども含まれます。

「ヘイトスピーチ解消法」成立まで

法務省の調査によると、平成24年4月から平成27年9月までに、在日韓国人・朝鮮人を対象としたヘイトスピーチ関連の街宣行為が全国で1152件あったとのことです。特に東京や大阪では、平成25年以降、このような活動が激化してきました。

そのような中で、平成26年8月に国連人種差別撤廃委員会が日本政府に対し、ヘイトスピーチの法規制を勧告しました。このことをきっかけとして法制化の動きは進み、ついに今年に入り、「ヘイトスピーチ解消法」が成立するこ

ととなりました。この法律により規制が明記されているのは「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」、すなわち、適法に日本国内に居住する日本国外出身者またはその子孫に対するものとなつています。加えて、被差別部落出身者、障がい者、高齢者、性的少数者やアイヌ民族など、あらゆる人を対象とした差別的言動についても、許されるものではないことが附帯決議により述べられています。

身の回りは・・・

鳥取に住む私たちの身の回

りでは、どのようなことが起こっているのでしょうか。

ヘイトスピーチ街宣は人口の多い都市部で行われることが多いため、鳥取では直接目撃することはほとんどありません。しかし、その場になくても、インターネット世界にはヘイトスピーチが多く存在している現状があり、本人の意思とは無関係に遭遇してしまう現実があります。そして、それらを見聞きすることによって、計り知れない恐怖や怒りを感じることもとなります。

また、子どもがインターネットから得た情報のみからヘイトスピーチの主張に賛同してしまうこともあります。

ヘイトスピーチは差別です!

ヘイトスピーチの被害に遭った人は、その後も強い恐怖や不安に苛まれることとなり、中には、「夜も眠れなく

なる」、「ときどき思い出して涙があふれてくる」など、日常生活に支障をきたしている人もいます。

ヘイトスピーチは地域で暮らす大切な隣人を傷つける絶対に許されない差別行為です。本邦外出身者に対する差別的言動に限らず、障がい者や高齢者、性別、出身地、経済的状況などに基づく、いかなるヘイトスピーチも許されるものではありません。私たちみんなで、あらゆる人の人権が尊重される、差別を許さない社会へ向けて取り組んでいきましょう。

